

表彰等に係る要領

制定：令和2年7月20日

日本電気技術規格委員会（以下、「委員会」という。）規約第10条の表彰について、実施に係る具体的な方法については、以下に示すところによるものとする。

1. 表彰基準

(1) 表彰は、以下の表彰事由に該当するものを対象とする。

- 1 委員会の扱う民間規格等の制改定に係る活動に顕著な貢献が認められるとき
- 2 委員会の業務に係る活動に顕著な貢献が認められるとき
- 3 その他、委員会に対して顕著な貢献が認められたとき

(2) 対象となる表彰事由は、事務局による表彰候補者の募集日を基準として過去2年を超えない範囲に限る。

2. 推薦

(1) 委員会委員及び民間規格等作成機関は、表彰候補者を推薦することができる。

(2) 推薦者は、表彰推薦申請書（別紙1）を委員会事務局に提出する。

なお、推薦にあたり、功績だけでなく以下を考慮すること。

- a. 表彰事由における役割、役務からの活動実績及び成果
- b. これまでの規格整備活動の状況

(3) 委員会の扱う民間規格等の制改定に係る活動から推薦されるものは、原則1規格あたり1名とする。ただし、貢献が顕著である者が複数いて表彰候補者を1名に絞ることが困難である場合はこの限りではない。

(4) 委員会の業務に係る活動から推薦されるものは、原則1活動あたり1名とする。

(5) 個人・団体を推薦する場合、重ねた推薦はできない。

(6) 事務局員は推薦対象としない。

3. 選考

(1) 表彰者の選考のため、委員会に表彰選考委員会を設置する。

(2) 表彰選考委員会は、主査1名と委員3名程度で構成し、委員会委員長が指名する。

(3) 主査は、事務局から表彰推薦申請書の提出を受け、委員を招集する。また、電子メール等による書面選考も「可」とする。

(4) 表彰者の選考は、表彰選考委員会の全員の賛成を原則とする。

(5) 選考は、表彰推薦申請書の内容を基に実施する。

(6) 選考にあたっては、以下を考慮する。

- a. 表彰件数は、原則として毎年5件以内とする。
- b. 同一人に対する2年連続または複数の受賞は行わない。

- c. 同一団体・組織からの複数表彰は原則避けることとする。
- (7) 委員は、選考の内容は他にもらしてはならない。
- (8) 表彰選考委員会の選考の結果は、委員会へ報告する。

※選考スケジュールは概ね以下のとおり。

- ・ 10月中旬 表彰推薦申請書の発送（委員会委員及び民間規格等作成機関宛）
- ・ 12月末 表彰推薦申請書の締め切り
- ・ 1月下旬 表彰選考委員会による表彰者の選考
- ・ 3月中旬 委員会での表彰者決定及び表彰

4. 表彰

- (1) 委員会は、表彰選考委員会の選考結果に基づき表彰者を決定する。委員長は委員会で表彰者に表彰状を授与してこれを行う。
- (2) 表彰の内容は、表彰者の承諾のもとに新聞、雑誌及び委員会ホームページに掲載することで公表し、表彰者の所属する組織がある場合はその適切な部門に通知する。
- (3) 贈賞は原則として、賞状及び記念品とする。

附則1（令和2年7月20日）

本要領は、令和2年7月20日より施行する。

別紙 1

受付 No.

日本電気技術規格委員会 表彰推薦申請書

提出日； 年 月 日

1 表彰 候補者	委員会名称		氏名 (ふりがな)	年齢 (本年 4 月 1 日現在)
	勤務先 職名			
	勤務先 所在地	〒 Tel ; E-mail ;		

2 推薦者	委員会名称	氏名	所属・職名	所在地 (連絡先)
				〒 Tel ; E-mail ;

3 推薦理由	日本電気技術規格委員会 表彰等に係る要領 1. 表彰基準 (該当番号に○を付けてください。) 1 委員会の扱う民間規格等の制改定に係る活動に顕著な貢献が認められるとき 2 委員会の業務に係る活動に顕著な貢献が認められるとき 3 その他、委員会に対する顕著な貢献が認められたとき
	具体的な推薦理由 (なるべく定量的に記載ください。) ①表彰事由における役割、役務からの活動実績及び成果 ②これまでの規格整備活動の状況

注意 1. 文書は平易に、文字は明瞭にご記入ください。
 2. 提出された書類は、一切返却致しません。

提出先；日本電気協会 日本電気技術規格委員会事務局 Tel ; 03-3216-0553 Fax ; 03-3216-3997
--